

1 「都市計画道路 南平野木興線の拡幅延長についての今後の進め方」

「事務局長から提案説明」

南平野木興線は昭和30年に都市計画決定されたが、愛宕町から木興町の間が未整備となっている。現状では、上野南部地区内の既存道路が狭隘であり、火災や地震の発生時や救急対応のケースで緊急車両の進入もできず危険を感じているため、当都市計画道路の拡幅延長は当地区の念願でもあるが、事業が遅々として進んでおらず、「地元として何をすれば進むのか」「少なくとも当地区区間だけでも整備できないのか」との思いから、今回のテーマとして提案した。

「市議会議員からの現状の概略説明」

・市議会の取り組みについて

平成30年12月議会での請願書採択以降は、市議会としての動きはない。

・市の取り組み、整備方針について

市当局からは、名張街道との取り付け部分について、交差点設置に関する警察との協議結果から、都市計画決定ルートではなく南方向に少し曲げた形で既存の交差点に接続するルートを、地元である木興町の役員メンバーに去る8月26日に説明し、現在は、役員から住民に説明した後の住民からの返答意見を待っている状況であると報告を受けている。

市当局からは、事業主体を県とすることについての調整状況については、「県として取り組むことは現状では難しい」との県からの返答があったと聞いている。

市当局からは、用地買収交渉など今後のスケジュールについては、まずは地元において建設促進期成同盟会等の活動から、用地の了解をとりまとめたうえで、用地買収単価等の提示をしたいと考えているとの報告を受けた。また、用地買収に関する課題として、必要な用地部分だけの買収となるため、残地が生じる場合の対応ができないので、その地権者の理解が得られにくいのではないかと意見も出された。

「運営委員の諸意見」

・これまでの市の説明では、南平野木興線の拡幅延長については、現在事業中の白鳳高校から旧大関食堂前までの道路拡幅が終了後に、県事業として開始するとのことであったと記憶しており、本日の説明内容に違和感がある。

・当地区としては、南平野木興線の未整備区間全線の事業開始が、名張街道への接続部分のルート調整や都市計画決定の手続きで遅延するのであれば、当地区内の部分だけでも整備することを考えてほしい。道路の狭隘による危険を早急に解消してほしいのが切実な願いである。

・現在整備済みの区間が完成した段階から、未整備区間の地権者は既に用地売却については心づもりがあると聞いているし、用地取得区間は既に空き家となっている場所も多いので、用地取得がさほどの困難を伴うとは考えにくい。また、現状の銀座通りも道路管理者が区間により市や県となっているため、南平野木興線も国道368号として指定し、事業化することも無理ではないと考える。

・市当局も、この道路の目的が地域活性化だけでなく、危機管理の観点から重要であることを認識して、地元が早期整備を熱望していることを理解してほしい。火事や救急や地震の対応のみならず、パトロールカーも侵入できず子供の安全も確保できない現状を理解して、市議会議員も活動してほしい。

「市議会議員の諸意見」

・当地区内の未整備区間の現状道路が狭隘であることは、理解しているつもりである。防災の観点、緊急対応の観点、安全確保の観点から整備は必要であるため、11月22日に開催予定の建設促進期成同盟会を介して協力体制をとりたい。

・県事業としての取組を現実化するために努力したい。建設促進期成同盟会などで声をあげていきたい。地元としては、ルート of 早期決定の観点からも木興町との連携を密にしてもらいたい。

・道路事業は、用地交渉成立で90%、予算化で10%の完成と考えている。したがって土地開発公社の利用などの方策で、市と地元が協力して用地確保に努めてほしい。なお、未整備区間全線ではなく、万町の南自動車までの部分区間だけの事業着手も可能であるのか否かを検討学習してみる。この点については建設促進期成同盟会に参加の市当局にもその場で確認したい。

2 「地域包括交付金と指定管理制度」

「事務局長から提案説明」

伊賀市は、ここ数年間で「地区市民センター職員の住民自治協議会業務への関与の制限」や「地域包括交付金の経年的な減額」を実施してきた。一方で伊賀市は、地区市民センターを住民自治協議会を指定管理者とする管理運営が選択できる条例を制定した。全体的な流れをみると「指定管理制度導入の選択を進める」流れのように感じる。昨年度の住民自治協議会に対する説明会で、当協議会から質問した「指定管理制度を選択した場合の、指定管理料の範囲の中での地区市民センターの管理運営業務以外の住民自治協議会業務の携わりには、問題があるのではないか」との意見に対して、何の明確な返答もないことに不信感を抱いている。

「市議会議員からの現状の概略説明及び諸意見」

- ・「指定管理制度を選択した場合の、指定管理料の範囲の中での地区市民センターの管理運営業務以外の住民自治協議会業務の携わりには、問題があるのではないか」の質問に対する答えとしては、市当局からは、地区市民センターの管理運営を十分に行っていれば問題ないし、指定管理料の減額もないと考えると聞いている。
- ・どの地域でもこの問題がテーマとなっている意見交換会が多いが、それぞれの地域で意識に差があるように感じる。建物の大小や収入の方策や予算規模の大小などで、可能な地域と不可能な地域があるかと感じている。
- ・地域現状によって判断が違うことを実感している。チャンスととらえる地域もある。義務ではなく地域によって選択制のあるこの制度は継続していてもいいと考えている。あわてることなく選択を先行した地域のメリット、デメリットを学習して地区毎に判断するのがいいのではないかと感じる。
- ・行政サービスを外部に丸投げしていくことには疑問を感じる。
- ・指定管理制度導入は時期尚早と感じる。大規模な組織が指定管理者となるならあり得ると考える。市は「自助」を事あるごとに口にするが、なんでも「自助」はおかしく思うし「公」が中心となるべきと考える。

「運営委員の諸意見」

- ・上野南部地区としては、指定管理制度導入を全く考えないということではない。地域包括交付金が減少していき、地区市民センターの住民自治協議会への支援が制限を受ける中では将来的には可能性があると考えている。
- ・任意団体である住民自治協議会が指定管理者となることは荷が重いと感じる。責任者である会長が短期間で交代していく現状や、固定的な組織体ではないことや、付加されてくる業務（人事や給与等）に対する人材の確保など課題が多すぎると感じる。大きく強固な組織体で既に様々な体制が整備されている法人であるならば、指定管理者となる可能性はあると感じる。
- ・前述の・「指定管理制度を選択した場合の、指定管理料の範囲の中で、地区市民センターの管理運営業務以外の住民自治協議会業務の携わりには、問題があるのではないか」の質問に対する市の答えに対しては、市議会議員として疑問を感じるべきである。税金の目的外使用であると考える。
- ・地域によって状況が違ふことを考えれば、「全体として前向きに考えましょう」「次々とあとに続け」ということにはならないと思う。上野南部地区は町中の地域であるので、そこにはそこに合う方策があると考えられる。